

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定による。

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する承認地域経済<sup>ひん</sup>牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税免除をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意日 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日をいう。
- (2) 対象施設 法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（法第24条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条各号に掲げる要件に該当するものをいう。

(固定資産税の課税免除)

第3条 同意日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業者が対象施設を法第4条第2項第1号に掲げる促進区域内に設置した場合において、当該承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について、固定資産税の課税免除をする。

2 前項に規定する固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用は、

対象施設の用に供した日（以下「供用開始日」という。）以後最初の1月1日（供用開始日が1月1日であるときは、同日）を賦課期日とする年度以後3箇年度に限る。

（課税免除の申請及び変更の届出）

第4条 課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

2 課税免除を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告又は調査）

第5条 市長は、申請者又は課税免除を受けた者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

（課税免除の取消し）

第6条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により同項に規定する承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 対象施設に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき。
- (5) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。